

九重町教育大綱

令和8年4月

九 重 町

はじめに

令和4年に策定した「九重町第5次総合計画」（令和4年度～令和13年度）では、町の将来像を、

「 未来へつなごう！豊かなところと癒やしの自然
～みんなでつなぐ未来へのバトン～ 」 としました。

この将来像を受け、5つのまちづくりの基調を定めました。

- 1 みんなでつくるところ豊かで、しなやかなまち
- 2 「ひと・モノ・お金」が循環し、活力あふれるまち
- 3 笑顔があふれ、安心して暮らし続けられるまち
- 4 子どもたちの夢を育み、希望をかなえるまち
- 5 手と手をつなぎ、誰ひとり取り残さないまち

教育分野では、この将来像を踏まえ、基本目標6（教育・文化）において、「地域に学び、ひとを育て、未来が輝くまちづくり」を、基本目標1（協働・人権・行財政経営）において、「こころを繋ぎ、みんなでつくるまちづくり」を目標に掲げ、幼児教育の充実、学校教育の充実、社会教育の推進、文化・スポーツの推進、人権尊重社会の実現の5つの領域で目標達成のための施策と目標指数を定めています。

これまでも「人づくりは、まちづくりの基本であり、教育・文化はその実現の基礎となるもの」と捉え、将来を担う人材育成を目的として、教育の質の向上や学習環境の整備などに力を入れてきました。

今後も、これまで展開してきた5つの領域を基本にしながら、目標達成のための施策を展開していきます。また、地域活性化と教育の質の向上を目指した「まちづくりと教育の連携」を念頭に、社会の変化に対応しながら未来を切り開く子供への育成に向け子育て環境や教育環境の整備に一層の力を注ぎ「住み続けたいまち・学び続けたいまち」を、さらに充実・発展させていくよう取り組んでいきます。

令和8年4月

九重町長 日野 康志

目 次

1	九重町教育の基本理念	3
2	大綱策定の趣旨	3
3	大綱の期間	4
4	基本方針	5
	(1) 幼児教育	5
	(2) 学校教育	5
	(3) 社会教育	6
	(4) 芸術・文化・スポーツ	6
	(5) 人権啓発	7

1 九重町教育の基本理念

人づくりは、まちづくりの基本であり、教育・文化はその実現の基礎となるものです。九重町第5次総合計画（令和4年度～令和13年度）では、「地域に学び、ひとを育て、未来が輝くまちづくり」を基本目標に掲げています。

この総合計画に基づき、学校・家庭・地域が一体となって、幼児・児童・生徒の豊かな心・確かな学力・健やかな体の調和を重視した教育の充実に努めます。

また、町民が生涯にわたって芸術・文化やスポーツに親しむことができるような環境整備と人材の育成、伝統文化や文化財の保護・保存・活用に努め、「ひとづくり」から始まる「まちづくり」を推進します。

2 大綱策定の趣旨

教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。（教育基本法）」です。

まず、小・中学校においては、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちは、社会の変化に対応するために周囲と協働しながら、自律的に考え行動できる力を身に付けなければなりません。そのためには、豊かな心づくりを基盤に、確かな学力・健やかな体の育成が求められます。学校教育活動の充実はもとより、家庭や地域と協働・連携しながら、大人や地域社会と多くの「関わり・つながり」を持つことが、「生きる力」を育む学びとなります。

また、教育の出発点は、家庭教育にあります。就学前の幼児が、基本的な生活習慣や発達段階に即したマナーを身に付け、健やかに成長するためには、保護者の関わりはもちろんのこと、こども園での保育・教育の充実や保護者への子育て支援、小・中学校との交流や地域社会との連携が重要な役割を果たします。

さらに、地域の大人が元気で活力に溢れていることも、子どもの教育に大きな影響を与えます。大人自身が、芸術・文化やスポーツに親しみ、楽しみながら学び続ける姿は、子どもたちのお手本となり、学校・地域の活性化につながります。

このような“人づくり”・“まちづくり”を目標に、学校・家庭・地域が協働・連携し、行政が支援しながら施策を推進するためにこの教育大綱を策定します。

3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、九重町第5次総合計画の計画期間との整合性を図るため、令和8年度（2026年度）からの6年間とします。

ただし、令和9年度（2027年度）からスタートする九重町第5次総合計画（後期計画）や令和10年度（2028年度）からスタートする国の次期教育振興基本計画等についても、それぞれの計画と大綱との整合性を図る必要があります。

なお、それら計画の策定に伴う大綱の変更については、総合教育会議で協議を行います。

2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)
国：教育振興基本計画 2022(R4)～2027(R9)								
		県：大分県長期教育計画 2025(R7)～2033(R15)						
九重町第5次総合計画（基本構想 2022(R4)年度～2031(R13)年度） 【前期計画】2022(R4)～2026(R8) 【後期計画】2027(R9)～2031(R13)								
教育大綱(3か年) 2023(R5)～2025(R7)年度			教育大綱(6か年) 2026(R8)年度～2031(R13)年度					
社会教育計画 ～2025(R6)年度		社会教育計画(5か年) 2025(R7)年度～2029(R11)年度						
教育施策重点方針(※教育大綱に基づき毎年度作成)								

4 基本方針

「九重町第5次総合計画」に基づき、次の5つの領域について目標の実現に努めます。

(1) 幼児教育

心身ともに健やかな子どもに生まれ育つことは、親や地域みんなの願いです。そのためには、子どもを安心して妊娠、出産、子育てできる環境を整備する必要があります。

本町では、幼稚園と保育園を一体化した認定こども園の運営に取り組んでおり、長年の懸案であった幼保一体化施設の整備は、平成27年度に、「飯田こども園」が開園、平成28年度には「このえみつばこども園」が開園し、統一のカリキュラムのなかで保育・幼稚園教育を実施しています。

今後も、こども園、家庭、地域、民間事業者、行政が一体となった子育て支援体制の確立、保育・教育サービスの充実、安全・安心な環境整備、小学校への円滑な接続等に取り組み、子どもを産み育てやすい地域社会の実現を目指します。

さらに、こども園を「このえ学園基本計画」における「0歳から15歳の教育」における「切れ目のない教育」の入り口として捉え、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、発達段階に応じた指導や、教職員による連携を図ります。

(2) 学校教育

九重町学校再編整備計画に基づき、4つの中学校を統合して平成25年度、このえ緑陽中学校が開校しました。また、小学校再編再編計画の見直しにより、小学校は現在の6校を維持します。少人数のメリットを活かしながらも、デメリットを克服するため、小学校間の連携やこのえ学園基本計画による「集合学習」の取組やICT機器を活用した学校間連携等の取組が重要です。

本町では、町内2つのこども園、6つの小学校、1つの中学校と4つの地区公民館を1つの学園と捉え、それぞれが密接に連携し、切れ目のない教育を行うこ

とを目的とした「このえ学園基本計画」に取り組んでいます。このように、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進し、地域に根ざし、自ら学び、他者と協働しながら未来を切り拓く人材育成を目指します。

また、学校教育においては、基礎・基本の学習内容に加えて、実社会における様々な課題解決に資する思考力・判断力・表現力などの活用する力の育成が求められています。学校・家庭・地域が連携を図り、一人ひとりの児童・生徒を大切にされた教育活動を展開し、未来を見据えた「豊かな心・確かな学力・健やかな体」をバランスよく育み、「生きる力」の育成に取り組んでいきます。

施設設備は、「九重町学校施設等長寿命化計画」に基づき、整備を推進しています。今後も安全で安心な学校施設の維持管理に努めていきます。

さらに、学校給食センターについては、健全な運営に努め、安全で安心な学校給食の提供に努めていきます。

(3) 社会教育

生涯学習社会の実現をめざし、生涯にわたる自主的・自発的な学習活動等を支援していくとともに、教育関係団体との連携を深め、学校教育と社会教育の融合と家庭教育の推進を図ります。

また、地区公民館の活性化に向け、住民の学習機会の保障とその喚起に努め、地区協議会と連携し、地域の課題解決や魅力づくりに取り組みながら、住民とともにより良い地域づくりを進めます。

さらに、急激な社会環境の変化に対応するため、各地区青少年健全育成協議会・学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための事業を推進するとともにグローバル化社会に対応するため、関係機関と連携した国際交流事業を推進します。

加えて、「このえ学園基本計画」を柱とした学校・家庭・地域の連携と協働の実現に向け、PTA組織等の各種団体との意見交換を軸に、地域全体での育成活動の推進に努めます。

社会教育施設整備については、「九重町公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な施設の整備を進めます。

(5) 人権啓発

すべての人の基本的人権と自由が尊重され、誰もが幸せに安心して自分らしく生きることのできる地域社会の創造を目指します。そのため、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、医療、インターネット、性的マイノリティ等、さまざまな人権問題において、学校、家庭、地域に加え、行政や企業が連携して、正しい理解と意識の高揚を図るための人権尊重社会の確立に向けた教育・啓発を推進します。

(4) 芸術・文化・スポーツ

芸術・文化はまちづくりの基盤であり、歴史と文化に関心を持ち、より地域に愛着を持って、次世代に引き継ぐことが必要です。それと同時に、住民が参加してつくり出す新たな地域文化の創造もまちづくりには欠かせないものとなります。

本町では、雄大な九重連山の自然と、受け継がれてきた歴史・文化を生かしたまちづくりを進めます。住民一人ひとりがふるさとの魅力を再発見し、学び・体験を通じて地域に誇りと愛着を育めるよう、自主事業をはじめとした様々な事業展開や環境整備を推進します。

スポーツの振興は“人づくり”・“まちづくり”の基盤として、重要な役割をはたします。

普段の生活のなかで様々なスポーツにふれあい、体力や年齢・目的などに応じて、誰もが、いつでもどこでも気軽にスポーツを楽しめるよう、多様なニーズに対応できるスポーツ環境を整備し、生涯スポーツ社会の実現を図ります。